

ZONING

SEPTEMBER 2005

VOL.
ZONING
INFORMATION NEWS

31

禁無断複写転載 © 2005. A.C.P.C.

topic

芸術・文化の拠点 存続のために



北海道厚生年金会館

大規模年金保養基地＝グリーンピア事業に代表される年金の無駄遣いが発覚したことに端を発した年金福祉施設の抜本的な見直し。これによって本年10月には全国各地の厚生年金会館施設も廃止・売却の措置を取られることが、昨年3月10日に開催された与党年金制度改革協議会において決定しました。この措置に対し、本会としましては芸術文化振興の観点から、施設に付随したコンサートホールの存続に関して、平成17年度通常総会において下記の通り決議致しました。

1. 本会は、政府による年金福祉施設の売却・廃止措置の決定を受けた施設のうち、地域の芸術・文化の振興に資する施設の存続を全会一致で要望する。
2. 本会は、地域の芸術・文化の振興に資する施設を存続するための運動については、全面的に支持し、これに協力する。

【見解】

政府が進める年金福祉施設の売却・廃止措置については、存在価値のある施設も措置の対象となっているところに問題がある。

実際、「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案に対する付帯決議」には、厚生年金病院および老人ホームの整理合理化計画については、地域医療体制を損なうことのないよう十分に検証をした上で策定すること、と記されている。

これは極めて困難であると思われる。そうした状況下で、現在十分に活用されている厚生年金会館（ホール）が消えていくことは地域の芸術・文化の振興という面からも多大なる損失であり、とくに音楽・舞蹈・演劇といった舞台芸術にとっては、それがプロフェッショナルであれ、アマチュアであれ、発表の場を喪失することであり、地域住民にとっては、鑑賞機会の喪失を意味することとなる。

よって、関係機関におかれでは、現在十分に活用されている厚生年金会館（ホール）の存続について熟考されることを望むものである。

わが国の経済状況を考慮した場合、今後新たな文化施設が建設される

厚生年金会館の行方、そして…

昨年3月10日に開催された与党年金制度改革協議会において、年金保険料を原資として全国に設置されてきた年金福祉施設の抜本的な見直しが合意された。この発端は、大規模年金保養基地＝グリーンピア事業に代表される年金の無駄遣いが発覚したことにある。これによって、政府は、向こう5年のうちに大半の年金福祉施設に対して廃止あるいは売却という措置を取るに至ったわけである。そして、その措置は入札という方式によってシステムatischに行われてしまうのだ。

また、その措置を実行するための機関として、本年10月には、独立行政法人年金・健康保健福祉施設整理機構が設置される。

この問題で、私たちにとって最も危惧すべき点は、大切な公演会場である各地の厚生年金会館が廃止・売却の瀬戸際にあるということである。その内、本会の正会員が使用している会場は7施設。北から、北海道、東京、石川、愛知、大阪、広島、九州の厚生年金会館である。すべてが地域の拠点都市に存在し、重要な役割を担ってきた歴史を持っている施設である。



東京厚生年金会館

そもそも年金福祉施設は、昭和16年3月に施行された労働者年金保険法によってその設置が定められている。条文にはこうある。第56条『政府ハ被保険者、被保険者タリシ者又ハ保険給付ヲ受クル者ノ福祉ヲ増進

スル為必要ナル施設ヲ為スコトヲ得』。この根本的な考え方は、昭和29年の厚生年金法改正時、あるいはその後も変わるものではなかった。



北海道厚生年金会館

そのため、今回の措置においても、医療機関や老人施設など60弱の施設に対しては、地域貢献を考慮して、事業形態を変えないことを条件とした入札が行われることが決まっている。厚生年金病院や社会保険診療所、老人ホームは十分に地域社会に貢献してきたし、現在多くの市民に利用されていることは衆目の一致するところである。

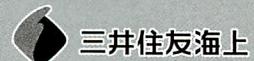
では、厚生年金会館はどうか。敢えて市民の視点に立ってみた場合、無条件で廃止・売却となるべき価値しかないのであろうか。ここで大事なことは、会館には二つの役割があることだ。ひとつは、市民を舞台に立たせる芸術文化振興の「実践の場」であるということ。もうひとつは、市民がプロフェッショナルな実演家に間近で接することのできる、これも芸術文化振興の「鑑賞の場」であるということだ。

そうした重要な役割を担っている会館が無条件で入札されるようがあれば、どうなるか。厚生年金会館は、そのどれもが各地の一等地に建設されているため、入札後に解体され大規模なマンションに姿を変えることを考えても決して想定外な事ではあるまい。

現在のわが国の経済状況を考えると、今後各地に新たな文化施設が建設されることを考えにくい。そんな時代に、現在活用されている厚生年金会館を失うことになれば、地域の市民にとっても、演劇・舞踊・音楽・伝統芸能などの実演家にとっても大きな損失となる。

そこで、本会では平成17年度通常総会において、前出のような決議を行って、各地の厚生年金会館の存続運動に対する支持を表明した。憂慮すべきは、こうした判断や処置が、郵政民営化など今後の行政改革の中で同様に行われることである。何をもって無駄と判断するのか。お盆をひっくり返すのは簡単だが、流れ出た芸術文化という浄水は戻ることはないのである。

もうひとつ上の安心がついてくる。



ワンランク上質な自動車保険

MOST モスト
ファーストクラス

緊急ヘルプサポート / 愛車セット / 人身傷害プラス /

平成17年度通常総会報告

6月14日、平成17年度通常総会が開催され、
平成16年度決算報告および平成17年度事業計画が承認されました。

平成17年度通常総会が6月14日（火）、東京・千代田区の東京国際フォーラムで開催されました。

永田会長の挨拶に続き審議事項に入りました。まず平成16年度の事業報告、収支決算報告が山本事務局長からなされ、ともに全会一致をもって承認されました。

また、承認された平成17年度事業計画は別掲の通りですが、重要点は次の通りです。

まず一つ目は、コンサート約款の改定です。策定された平成7年当時から現在のコンサート状況を比べてみると、時代に対応した約款に変えていく必要性があると感じます。そこで、本会内で構成しました委員会で充分に協議した後、昨年度より組織しておりますコンサート関連事業者による“コ

ンサート・フォーラム・ジャパン”にてさらに協議を進めています。

二つ目は、平成18年4月に予定されている著作権使用料率UPへの対応です。平成15年10月に著作権使用料の規定改定が行われて以来の料率上昇に対し、各団体との協議を進め、（社）日本音楽著作権協会に具申していきます。

最後に、本年度の総会には、例年以上に多くの会員社の方々にご参加いただきました。この場を借りてお礼を申し上げます。全国組織であるため、全会員社が一同に会することは難しいことと承知しておりますが、年に一度の総会が、事務局にとっては会員社の皆様と直接お話ができる貴重な機会でもあります。ぜひ来年度の総会にご出席いただけましたら幸いです。

■平成17年度通常総会出席社

- (株)アイエス
- (株)ウエス
- (株)ウドー音楽事務所
- (株)エムアンドアイカンパニー
- (株)キャピタルヴィレッジ
- (株)キャンディー・プロモーション
- (株)キヨードー大阪
- (株)キヨードー東京
- (株)キヨードー東北
- (株)キヨードー西日本
- (株)キヨードー北陸
- (株)グリーンズコーポレーション
- (有)サンデーフォークプロモーション
- (株)サウンドクリエーター
- (株)サンライズプロモーション東京
- (株)ジー・アイ・ピー
- (株)ジェイルハウス
- (株)スーパー・キャスト
- 全栄企画(株)
- (株)ディスクガレージ
- (株)デューク
- (株)ノースロード・ミュージック
- (株)ビッグイヤーアンツ
- (株)フリップサイド
- (株)ホットスタッフプロモーション
- (株)夢番地

(50音順／代理出席8社含む)
※委任出席社18社



平成17年度通常総会が多くの方にご出席いただき、無事終了致しましたことをご報告申し上げますとともに、一言ご挨拶を申し上げます。

本年は、ACPCが当時の通商産業省サービス産業室より法人許可をいただいてから15年という節目の年にあたります。15年という歳月は、振り返るには早すぎる日々かもしれません、ここまで支えていただいた正会員、賛助会員の方々、ならびに関係団体をはじめご支援をいただきました皆様方を思いますと本当に感謝の言葉を申し上げるほかありません。おかげさまで、これまで目標として謳ってまいりました「事業の活性化」と「財政の健全化」につきましては、ほぼお約束を果たせる状況が見てまいりました。この上は、コンサートツアー事業がさらに前進してまいりますための礎となる一方、新たな試みへの先導役も勤められますよう精進してまいりたいと考えております。

さて、コンサート事業者を取り巻いているわが

国の状況に目を転じますと、まだまだ好転とは言いがたい日々が続いております。感じることは、現在社会で論じられている課題のひとつひとつが遠いテーマに見えるようでいて、実は足元の問題とつながっているということです。少子化したり、雇用問題しかしり、さらには年金や郵政民営化の問題までもが、実はコンサートの状況をこれまで経験のない変化の渦へ巻き込んでいく要因となろうとしています。このことは、ACPCがコンサート事業という世界だけに視点を置いていると、次代への判断を見誤ってしまうのではないか、という危機意識を持つに充分な出来事の数々です。

そうした中で、個々の企業としての努力は無論のこと、業界として積極的な打開策を講じていくことも必要であろうかと考えます。足元を固めながら、二歩、三歩先をきちんと見据えて歩んで行こうと思っております。今後ともご指導くださいますようお願いを申し上げます。

社団法人 全国コンサートツアー事業者協会
会長 永田 友純

平成17年度事業計画書

< 平成17年4月1日から平成18年3月31日 >

■コンサートツアー事業に関する調査・研究 (定款第4条第1号関係)

(1) コンサートツアー事業に関する調査・研究

① 正会員市場規模調査 (毎年実施)

本年度は設立15周年にあたることから、「白書」としてまとめてみたい。

② コンサート約款の改定に関する調査と普及

昨年度からの改定検討の場をコンサート・フォーラムに移し、他団体との検討後、普及活動を実施する。

③ インターネット及び携帯電話を活用した情報流通の研究

昨年度から開始された「コンサート・プロモーションの効率的な展開の考察と実現」をテーマとした調査研究をさらに進めつつ、在京会員の協力を得ながら実験、さらには実現の段階へと移行する。

他

(2) コンサートツアー事業に関する合同調査・研究

① コンサート・フォーラム・ジャパンにおける調査研究

平成18年4月に実施される著作物使用料率の上昇に対するため、各団体と協議し、社団法人日本音楽著作権協会に対し、具申する。

② 著作物使用手続きに関するEDI化の研究

(社)日本音楽著作権協会と合同で、著作物使用に関する申請・楽曲報告等に関する電子化に関する実務研究を継続して行う。

③ 演奏形態の研究

(社)日本音楽著作権協会と合同で、ミュージカルとレビューの区別や複数ステージ公演における算定基準など、明文化されていない使用料規定に関する研究と協議を行う。

他

■コンサートツアー事業に関する研修会・セミナーの開催 (定款第4条第2号関係)

(1) コンサートツアー事業に関する研修会の開催

コンサートツアー事業の現状を把握し、今後のあり方等について意見交換を行うなど、事業者意識の向上を目的とした人材育成のための研修会を実施する。

他

■コンサートツアー事業に関する情報の収集 (定款第4条第3号関係)

(1) 機関誌「ZONING」の発行

会員ならびにコンサート事業に関わる事業者と情報の交換を行うことを目的として機関紙を発行する。

(2) ホームページの活用

会員、関係者及び消費者に向けて、時事ならびに約款等を掲示するとともに、本会の運営状況等の情報開示を行う。

(3) FAX NEWS の発信

正会員に対し、事務局より「LIVE LETTER」を隔週で送信する。

他

■コンサートツアー事業に関する内外関係機関との交流及び協力 (定款第4条第4号関係)

(1) 國際交流の推進

アジア・欧米・オセアニア地域のコンサート事業者及び関係団体との交流を図る。

(2) 音楽関係団体等との交流及び協力

① 文化庁主催「舞台芸術国際フェスティバル・POP ASIA 2005」の制作に協力する。

本件は、文化庁から委託を受けた(財)音楽産業・文化振興財団とともに公演の制作を補佐する業務を行なうものである。

② 「東京アジアミュージックマーケット」の制作協力

(財)音楽産業・文化振興財団が主催するイベントで2回目となる。

③ (社)日本音楽著作権協会が開催する「REAL LIVE」の制作に協力する。

他

■コンサートツアー事業に関する知的財産権の維持・管理及び保全 (定款第4条第5号関係)

(1) 団体協定に基づく一括手続の実施

(社)日本音楽著作権協会との団体協定に基づき、会員が開催する公演で使用される音楽著作物の使用許諾申請、支払、楽曲報告の手続代行業務を行う。

他

■コンサートツアー事業に関する表彰 (定款第4条第6号関係)

(1) 表彰事業

定期的な表彰事業の実施を目標としているが、具体的な内容については継続して協議する。

■コンサートツアー事業に関する苦情及び相談 (定款第4条第7号関係)

(1) 消費者センター機能の研究と実験

インターネットならびに携帯電話を活用した「サークル・モール・システム」によって消費者からの意見収集を試みる調査研究及び実験を継続して行う。

■前各号に掲げるもののほか、当協会の目的を達成するために必要な事業 (定款第4条第8号関係)

(1) 保険制度の実施及び研究

コンサートの運営に関わる保険制度の研究と実施。ならびに個人情報保護法の施行に伴う情報漏えい等に対する保険制度の普及を行う。

(2) コンサートツアー事業におけるフランチャイズサービスの実施

※詳細は本会ホームページ <http://www.acpc.or.jp> をご参照下さい。

〈平成16年度収支決算書〉 収支計算書

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

I. 収入の部

(単位:円)

科 目	H17年度決算額
1. 入会金収入	50,000
2. 会費収入	16,020,000
3. 事業収入	114,853,859
4. 団体協定一括手続手数料収入	47,067,591
5. 助事業収入	2,351,256
6. 雑収入	3,409,454
当期収入合計(A)	183,752,160
前期繰越収支差額	△8,411,401
当期収入合計(B)	175,340,759

II. 支出の部

(単位:円)

科 目	決算額(b)
1. 事業費	107,184,350
2. 助事業費	3,928,785
3. 管理費	64,845,209
4. 借入金返済支出	5,022,615
5. 回収不能費支出	30,000
6. 法人税及び住民税	105,200
7. 予備費	0
当期支出合計(C)	181,116,159
当期収支差額(A) - (C)	2,636,001
次期繰越収支差額(B) - (C)	△5,775,400



第15回還付金報告

合計金額：¥18,276,263

対象公演：平成16年4月～6月開催公演
(平成16年3月～平成16年5月申請公演)

参加会員数：43社

第16回還付金報告

合計金額：¥19,334,952

対象公演：平成16年7月～9月開催公演
(平成16年6月～平成16年8月申請公演)

参加会員数：44社

第17回還付金報告

合計金額：¥19,153,607

対象公演：平成16年10月～12月開催公演
(平成16年9月～平成16年11月申請公演)

参加会員数：45社

第18回還付金報告

合計金額：¥14,654,008

対象公演：平成17年1月～3月開催公演
(平成16年12月～平成17年2月申請公演)

参加会員数：46社

フローラシップ「花の通信配達」のご案内

専用の発注書にご希望のお花、ご予算（¥3,000～）などを
お書きの上、ACPC事務局へFAXして頂くだけで、全国どこへでもお
客さまのお気持ちをお届けできるサービスです。

ACPCへのご注文により、ご希望されたご予算に送料込みの料金と
消費税でご請求させて頂きます。

ギフトの種類は花束やアレンジメント、鉢物、開店祝いのスタンド花、
冠婚葬祭用に至るまで、あらゆる用途にお応え致します（専用カタログ
からご用途に合わせてお選びいただけます）。お花に添えるメッセージも24文字までお付けすることができます。

是非、こちらのサービスをご利用くださいますよう、お待ちしております。
お問合せはACPC事務局まで。

TEL:03-5768-1731 / FAX:03-5768-1732

新規正会員入会社

(株)アイエス 東京都新宿区四谷3-7

代表取締役：伊藤 喜久雄

(株)サンライズプロモーション東京 東京都港区北青山2-7-26 フジビル28 6F

代表取締役：佐伯 静雄

(株)ジェイルハウス 愛知県名古屋市東区代官町37-13

代表取締役：武内 吾郎

(50音順／敬称略)



今年も(社)音楽制作者連盟、
in the city 2005 実行委
員会主催のミュージックイベ
ント『in the city TOKYO
2005』が開催されます。

開催にあたり、本誌では概要をご案内します。

コンセプト

'99年にスタートした "in the city" も年々規模の拡大などフェスティバル性を強めて参りました。しかしながら、7年の時を経て、現在の音楽業界を見渡してみると新しいアーティストの登場機会が非常に困難な状況に陥り、業界の活力も日に日に失われているように思われます。これは、"in the city" が回を重ねるごとに、WHO'S NEXTのエントリーアーティスト数の増加にも表れております。今年は、152組のエントリーを頂き、この中から約30組のアーティストを紹介いたします。そこで、今回の "in the city" では、イベント本来の原点でもある可能な新人アーティストのプレゼンテーションライブに特化し、WHO'S NEXT及びレーベル・ナイトから次世代のブレイクアーティストを生み出すべく、コンサートプロモーター、レコード会社、メディア関係者の皆さまのお力添えをいただいて、ショーケースライブを集中的に開催したいと考えております。

in the city TOKYO 2005 実行委員会
委員長 門池 三則

開催概要

開催期間：2005年11月8日(火)～11月11日(金)<4日間>

会 場：shibuya eggman TAKE OFF 7
CHELSEA HOTEL 渋谷屋根裏
TOWER RECORDS SHIBUYA B1 STAGE ONE

主 催：(社)音楽制作者連盟

in the city TOKYO 2005 実行委員会

実施内容

WHO'S NEXT／レーベル・ナイト
セミナー『音楽配信のマーケット展望』(仮)

参加料金

4days PASS：通し券 11月8日(火)～11日(金)

■登録受付期間 9月8日(木)より登録開始

※WHO'S NEXT LIVE、レーベル・ナイト、セミナーに入場可能

※各会場共、満員の際は入場制限あり

※事前登録者には「PASS／パンフレット／WHO'S NEXT LIVE &
レーベルナイト出演アーティストのオムニバスCDを郵送」

★詳細はin the city TOKYO 2005のホームページをご覧下さい。

<http://www.inthecity.jp/>

コンサート・イベントのリスク回避のために 考えてみませんか…

A.C.P.C.正会員・賛助会員のみなさまへ企業リスクの分散をお勧めいたします。

興行中止
保険

入場者
傷害保険

スタッフ
傷害保険

賠償責任
保険

個人情報漏洩
賠償責任保険

ご相談は… MATSUYA
Insurance Agency

有限会社マツヤ

☎ 044-935-6851 FAX 044-935-6852

〒214-0014 川崎市多摩区登戸1802 バラツォ205 担当:吉澤

基礎調査<平成16年>

調査対象期間：平成16年1月～平成16年12月

会員数：51社

地域別内訳

北海道	2社
東北	5社
関東	19社
北陸信越	4社
東海	5社
近畿	6社
中国四国	3社
九州沖縄	7社

1. 年間公演回数

(単位:本)

1) 総公演数	14,323
2) 地域別公演数	
北海道	524
東北	1,053
関東	4,692
北陸信越	654
東海	1,469
近畿	3,760
中国四国	916
九州沖縄	1,069
不明・他	186

《参考》平成16年の年間総公演数は、平成15年実績(13,044本)と比較し1,279本の増加(前年比9%up)。

2. 年間動員数

(単位:人)

1) 総動員数	17,182,563
2) 地域別動員数	
北海道	496,650
東北	791,065
関東	7,915,678
北陸信越	437,341
東海	1,579,597
近畿	3,662,543
中国四国	1,050,768
九州沖縄	1,248,921

《参考》

年間総動員数は、総公演数の増加に対し、平成15年実績(18,024,667人)より842,104人の減少(前年比5%down)。

3. 市場規模

(単位:円)

1) 総売上額	90,092,000,000
2) 著作権使用料総額	534,000,000

《参考》

年間総売上は、平成15年実績(94,282,000,000円)より4,190,000,000円の減少(前年比5%down)。

また、著作権使用料総額については、平成15年実績(435,000,000円)より99,000,000円の増加(前年比22%up)。

ご求人・アルバイトの情報を
お気軽に寄せ下さい。

<http://www.tohogakuen.ac.jp/~recruit/>

学校
法人 東放学園

東放学園キャリアサポートセンター

〒150-0071 東京都渋谷区本町3-9-3 ☎0120-375-099 FAX: 0120-375-033
E-Mail: syusyoku@tohogakuen.ac.jp

泉川昇樹 氏



(社)日本音楽著作権協会(以下、JASRAC)の役員改選後、演奏権を統括する業務本部のトップとして泉川昇樹氏が常務理事に就任されました。

ご自身の経歴、現在のJASRACの方針・取り組みなど、代々木上原のJASRAC本部にお話を伺いました。

私は昭和44年の入社ですが、最初の配属先は当時の関東出張所という部署でした。そこで演奏担当として頻繁に楽曲調査という業務をしていました。配属早々に先輩に連れられて、今はもうありませんが、船橋ヘルスセンターという所での都はるみさんのコンサートに調査に行き、コンサートの合間にステージ裏で進行表を拝見して、楽曲をチェックしたりしたのを今でも記憶しています。その後は主に社交場の契約業務や決済業務を担当しました。当時はまだ大型キャバレーなどの生演奏が非常に盛んな時代で、各出張所がお店と締結した契約は本部で決済していましたから、契約の内容などを確認して、部長に報告し、問題がなければ決済のうえ、支部に返送するという業務をしていました。

地方支部の経験は福岡の九州支部に3年いました。当時は少ない職員で九州全域を管理していましたが、私は熊本県の担当で、月に一回は必ず出張し、毎日慌ただしい日々を送っていました。当時は飲食店での生演奏や演奏会の管理が中心で、まだまだ著作権についての理解が浸透していなかった頃でして、ご契約をいたしていないお店に出向きますと、経営者のママさんがこれはてっきり新手の詐欺なんじゃないかと

真面目に警察に相談しているような時代でした。そんなことを聞きまして、さっそく翌日に所轄の警察に出向きまして、事情を説明したこともあります。現在は当時と異なり、国をあげての知財戦略ということで、社会経済の閉塞的な状況を、知財戦略を有効に使って活路を開こうというような時代になったことからしますと、隔世の感があります。

とはいっても、この著作権制度のなんたるか、あるいはJASRACの管理事業の基本的なことについて、今でも必ずしもご理解いただけていない状況があることは確かです。お支払いいただいた使用料が作家に還元され、またそれが次の創作の場面につながり、新たな作品を享受できるという一つの流れをぜひご理解いただきたいと思います。音楽を利用される広範な方々の窓口になっているのが支部の演奏権管理業務ですから、一般の方々に著作権を理解していただくことは、支部の日常業務にとって重要なことです。ですから、そういう方々と日々の業務を通じて、著作権について懇切丁寧にご説明をさしあげてご理解をいただく。これが、広く国民の間に著作権思想が普及するということだと思います。これは、JASRACとして、日々そういう意識を持って業務をやっていく必要があるということだと思います。

公益法人制度の改革が現在議論されていますが、この制度がなくなったとしても、著作権管理事業は公益性を追求する団体によってこそ担われていくべきだと思っています。確かに著作権等管理事業法によって3年前から管理事業者は届出制となり営利企業の方々も参入されていますが、JASRACとしては基本的な路線を今後とも維持する必要があります。このためには、特定少数の方のためだけの利益の追求ではなく、公益とは言えませんので、不特定多数の方の利益になるように、今後とも事業展開を図ることです。

JASRACも定款を変えまして、会員の方からの会費収入をもって文化事業に充てています。こうした事業のひとつである「REAL LIVE」というイベントは、これから打って出ようとする新人アーティストの方々をサポートしていくこうというのもで、これまでに9回ほど行っています。こうした事業を多角的に展開することによって、JASRACは音楽文化を広く社会に定着させる、次なる創作、次なる実演、要するに総合として日本の音楽文化をさらに発展させていくことができると思っています。そういう意味ではこれからも公益性の旗を下ろしません。これまで以上に高く掲げて、広く一般の方々の理解を求めていくというスタンスです。管理業務を通じて、音楽をお使いになる方々へ丁寧にご説明をさしあげて、

JASRACの事業についてもご理解をいただく。ユーザーの方々がいて初めて、作家も創作活動に打ち込めるわけですから、そういう意味では両者はパートナーといえます。その橋渡しとして、事業の円滑とかユーザーの方々の立場も視野に入れながら様々な施策を考えなければいけないと思います。ACPCさんの会員社の方々も、まさにその流れの中の大きな役割を占めておられます。作り手がいて、音楽ファンがいてというだけでは何も成り立ちませんが、そこでイベントやコンサートを広くファンに提供するという方々があって初めて、全体の流れが構成されると思います。昨年、ACPCさんの会員社の方々が取り扱われた公演の中で、JASRACにご申請をいただいた件数は6,000件以上あり、大変な数の観客を集めています。仮に1公演1,000人すると、600万人です。これはすごい数字で、今後1,000万人、あるいは2,000万人以上ということもあり得ると思います。ACPCさんの定款を拝見しますと、知的財産権の擁護ということが目的の中に掲げられています。この点はまさにJASRACと共にすることでもあり、個々のエンドユーザー、音楽ファンに向けたメッセージを共に発信できないかと感じました。このことはコンサートに限らず、あらゆる利用分野においても共通して言えることですけれども、ただライブやコンサートは実際にお客様が会場に足を運んでくれるわけですから。そういう中で交流を通じた著作権についての理解ということができればいいと思います。日本の音楽文化を発展させるパートナーという意識を我々は持っていますから。

最後になりましたが、ACPCさんとは団体協定を締結させていただき、より緊密な協力関係を築くことができました。JASRACといたしましては、これからもなお一層ACPCさんとの協力関係を維持・発展させていただく所存でありますので、よろしくお願いいたします。

インタビュー：山本 幸治

●泉川氏 プロフィール

泉川 昇樹 (いずみかわ しょうじゅ)
昭和44年 4月 JASRAC入社。
平成 2年 4月 大宮支部長。
平成 7年 4月 訟務部長。
平成 9年 4月 録音部長。
平成 11年 4月 業務本部副本部長。
平成 13年10月 常任理事に就任。
平成 16年10月 常務理事に就任。

個人情報保護法への対応について

本年4月に個人情報保護法が施行されました。時間の経過もふまえ、ここであらためて、この法律の意味と現状を確認するとともに、ACPCにおける個人情報保護法への対応について書き留めておきたいと思います。

個人情報保護法の概要

この法律の目的は、「個人の権利利益を保護する」ことです。

現在の社会生活においては、インターネットや携帯電話などIT機器の発達により、情報流通の様相も大きく変化をしています。とくに、ビジネスという事業活動においては、消費者のニーズを収集し、それに的確に対応していくことが求められているのが現状であり、それには消費者個々の情報を有効に活用することが必要となっています。反面、収集された個人情報が流出するなどして、個人の利益が害される状況が生まれていることも大きな問題となっています。

このような状況から個人情報保護法には、個人情報の有効な活用と、個人の利益保護というバランスを保つ役割が求められているわけです。

この法律では、具体的な義務が定められている民間事業者を「個人情報取扱事業者」といます。具体的には、「5000件を超える個人情報について、コンピュータなどを用いて検索できるよう体系的に構成した個人情報データベース等を事業活動に利用している事業者」といいます。おそらく本誌をお読みのほとんどの事業者の方が該当されるのではないかと思います。

では、そうした事業者にはどんな義務があるのか、簡単に記します。

①利用目的の特定、利用目的による制限

取り扱い個人情報の利用目的をできる限り特定しなければなりません。本人の同意なく利用目的の枠を超えて取り扱うことは禁止されています。

②適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等

個人の権利利益が侵害される恐れがあるため、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないとされています。

③正確性の確保、安全管理措置等

個人情報は正確かつ最新なものを確保し、そのデータの漏えいや滅失を防ぐために安全管理措置を講ずるべきと書かれています。さらに、安全措置の一環としては、従業者や委託先に対しても適切に遂行されているかを定めた頻度で確認することも含まれています。

④第三者提供の制限

これは本人の同意を得ないで、他の事業者など第三者に個人データを提供することは原則としてできないということです。ですから、事前に本人に通知するか、本人が容易に知りうる状態にあるなど条件をクリアすれば、第三者との共同利用は可能である場合もあります。

⑤開示、訂正、利用停止等

事業者は、保有個人データの利用目的、開示等に必要な手続、苦情の窓口などについて本人の知り得る状態にしなければなりません。また、本人から求められた場合には、データの利用目的やそのデータ自体を開示しなくてはなりません。さらに、データの訂正、追加、削除の求めにも応じなくてはなりません。

⑥苦情の処理

この法律では、事業者と本人との争いについては、当事者間における自主的な解決を求めています。そのため、苦情等本人からの申し出があった場合には、迅速かつ適切な対応が必要であり、受付窓口を設置したり、苦情処理手順の策定など、必要な体制を整備しなくてはなりません。

以上が同法の概要です。

他業界の例をみても、個人情報の流出などは社会的に大きな影響を及ぼすこととなるため、充分な配慮が必要であることは言うまでもありません。

ACPCの対応

こうした状況において、ACPCでは正会員に対し、下記を配布しております。関連事業者の方々にも関わる項目もあるため、あらためてご確認ください。なお、詳細につきましては、本会までお問い合わせください。

<参考 配布資料>

- アンケート用紙・チケット販売案内等に記載する文例
- 共同利用の場合の確認書
- プロダクション宛の個人情報保護に関する確認文書
- プライバシー・ポリシー文例（会員用）
- プライバシー・ポリシー文例（ACPC用）

施行後の現状

今までACPC会員関連における情報漏洩等の報告はありません。これは、会員各社の情報管理がしっかりとしていることもありますが、そもそもコンサート事業における個人情報の扱いが、目的も使途も明確であるからでしょう。消費者は本人情報がDM等に利用されることを承知であり、その情報を得たいという状態にあるからです。ただし、であればこそ、消費者の期待を裏切らないよう厳重な管理と正しい利用を継続していくものだと考えます。

また本会では、『個人情報漏洩賠償責任保険』も用意しております。

お問い合わせは下記まで。

有限会社マツヤ

担当：吉沢貞雄 044-935-6851

かけがえのないひとときを、ともに分かちあう。
その音楽を生み出した作詞家、作曲家への感謝の気持ちも、
どうぞ忘れないでください。



いつでも
大切に
したいもの。